

「高知県福祉サービス第三者評価基準」

(放課後児童クラブ版：内容評価項目)

平成19年4月20日

高知県福祉サービス第三者評価事業推進委員会

A 児童館等の活動に関する事項（放課後児童クラブ用付加項目）

A - 1	遊びの環境整備（3項目）	1
A - 2	乳幼児と保護者への対応（1項目）	4
A - 3	利用児童への対応（核となる活動）（4項目）	5
A - 4	利用者からの相談への対応（2項目）	9
A - 5	障害児への対応（1項目）	11
A - 6	地域の子育て環境づくり（2項目）	12
A - 7	広報活動（2項目）	14

A 児童館等の活動に関する事項（放課後児童クラブ用付加項目）

A-1 遊びの環境整備

A-1- 遊ぶ際に守るべき事項（きまり）が、利用者に理解できるように決められている。

【判断基準】

- a) 遊ぶ際に守るべき事項（きまり）が、利用者に理解できるように決められている。
- b) 遊ぶ際に守るべき事項（きまり）が、利用者に理解できるように決められているが、十分ではない。
- c) 遊ぶ際に守るべき事項（きまり）が、利用者に理解できるように決められていない。

判断基準の考え方とポイント

利用者が遊ぶ際に守るべき事項（きまり）は、遊びや様々な活動を安全かつ円滑にできるような内容であり、利用者の自主性や創造性を損なわないように配慮されていることが必要です。

利用者が遊ぶ際に守るべき事項（きまり）は、利用者自身が納得できるように、簡潔な内容でわかりやすく表現されていることが必要です。

利用者が遊ぶ際に守るべき事項（きまり）について、職員間で十分に意思統一を行い、共通に理解を得ていることが必要です。

利用者が遊ぶ際に守るべき事項（きまり）が実態にそぐわなかったり、理解されなかったりするような場合は、利用者の参加のもとで検討する取り組みも必要です。

評価の着眼点

利用者が遊ぶ際に守るべき事項（きまり）がわかりやすいものになっている。

利用者が遊ぶ際に守るべき事項（きまり）が見やすい場所に掲示されている。

利用者が遊ぶ際に守るべき事項（きまり）を納得し、受入れている。

遊ぶ際に守るべき事項（きまり）を定期的に見直す機会がもうけられている。

言葉の定義

利用者：放課後児童クラブを利用する児童、及びその保護者を指す。なお、特に児童のみを特定する場合は「利用児童」と表記する。

A-1- 利用者が自発的かつ創造的に活動できるように環境を整備している。

【判断基準】

- a) 利用者が自発的かつ創造的に活動できるように環境を整備している。
- b) 利用者が自発的かつ創造的に活動できるように環境を整備しているが、十分でない。
- c) 利用者が自発的かつ創造的に活動できるように環境を整備していない。

判断基準の考え方とポイント

放課後児童クラブではあらかじめ決まった遊びを児童に与えるだけではなく、利用者が自発的かつ創造的に活動できるように、環境を整備しておくことが必要です。

そのためには、遊具やスペースが、指定された使用法だけでなく、児童たちの発想で自由に工夫して活用できるようになっていることが必要です。

また、児童たち自身が遊びを自発的かつ創造的に発展させることができるように、職員の対応や働きかけについて、職員間で確認・合意していることも必要です。

評価の着眼点

広さにかかわらず、スペースや遊具が利用者の発想で自由に活用できるように工夫されている。

利用者が自由に使えるスペースや遊具が、使いやすく安全に配慮されている。

A-1- くつろいだり、休憩したりするふれあいスペースを作っている。

【判断基準】

- a) くつろいだり、休憩したりするふれあいスペースを作っている。
- b) くつろいだり、休憩したりするふれあいスペースを作っているが、十分ではない。
- c) くつろいだり、休憩したりするふれあいスペースを作っていない。

判断基準の考え方とポイント

放課後児童クラブには、利用者同士の関係を豊かにしていくふれあいのスペースが必要です。

くつろいだり、休憩したり、待ち合わせをしたりするスペースには、だれでも使いやすい雰囲気があることが必要です。

建物の広さにかかわらず、フリースペースを設けるなど、限られた空間を活用する工夫が必要です。

評価の着眼点

特定の使用目的に限定されないリラックスして過ごせるスペースがある。
実際に利用者が、待ち合わせスペース等でくつろいでいたり相互に交流したりしている様子が伺える。

A-2 保護者への対応

A-2- 保護者同士が交流する機会が設けられており、保護者が企画や運営に参加している。

【判断基準】

- a) 保護者同士が交流する機会が設けられており、保護者が企画や運営に参加している。
- b) 保護者同士が交流する機会や、保護者の企画や運営への参加が十分でない。
- c) 保護者同士が交流する機会や、保護者の企画や運営への参加がない。

判断基準の考え方とポイント

子育てに対する不安は、同じ子育て中の友人を得て、子育ての悩みや喜びを分かち合うことにより軽減されます。放課後児童クラブでは、活動への参加だけでなく、保護者同士の交流の機会を作ることが必要です。

また、保護者の能力を発揮する場を提供するなど、保護者が主体的に参加できる運営を工夫することも必要です。保護者が主体となり、行事等を企画・運営する機会を設けることも必要です。

男性の子育てへの参画を促進するため、母親だけでなく、父親等も参加できるようにすることも必要です。

評価の着眼点

保護者と職員とが協働で行う活動がある。

保護者が企画や運営に主体的に参加できるように工夫している。

A-3 利用児童への対応（核となる活動）

A-3- 職員が個々の児童の状態や心理を考慮して適切に援助している。

【判断基準】

- a) 職員が個々の児童の状態や心理を考慮して適切に援助している。
- b) 職員が個々の児童の状態や心理を考慮して援助しているが、十分ではない。
- c) 職員が個々の児童の状態や心理を考慮して援助していない。

判断基準の考え方とポイント

放課後児童クラブの職員には、遊びや活動の援助・指導とともに、個々の児童に対してその状態や心理を把握して適切な援助をすることが必要です。

実際の援助に当たっては、失敗や過ちを含めてより良い方向に成長していけるよう、見守ったり励ましたりすることが必要です。

個々の児童の観察や援助の方法、児童の起こすけんかやトラブル、羽目をはずす行為などへの対応については、その場の対処だけに終わることなく、職員間で話し合い、ケースカンファレンス（事例検討会）を行うなどしてスキルを向上させることが必要です。

評価の着眼点

遊びの場面で起こるけんかやトラブル、羽目をはずす行為などへの対応が、気持ちを荒れさせることなく児童たちの成長につながるよう適切に行われている。

児童への対応について、個々の事例に関する検討が職員間で行われている。

職員がより適切な対応ができるようなスキルアップにむけた研修等が実施されている。

A-3- 職員が個別・集団援助技術を念頭において、個人や集団の成長に向けて働きかけている。

【判断基準】

- a) 職員が個別・集団援助技術を念頭において個人や集団の成長に向けて働きかけている。
- b) 職員が、個別・集団援助技術を念頭において個人や集団の成長に向けて働きかけているが、十分ではない。
- c) 職員が、個別・集団援助技術を念頭において個人や集団の成長に向けて働きかけていない。

判断基準の考え方とポイント

児童は遊びやさまざまな活動を通じて集団を媒体として成長します。放課後児童クラブではこのことを意識した児童への働きかけを行うことが必要です。

職員は、児童がグループメンバーとしての相互作用を通じて成長し、そのグループが放課後児童クラブの活動に主体的にかかわることができるようになっていくという発達のプロセスを見通した実践をすることが必要です。

そのために職員は、次のようなことに取り組むことが必要です。

- ・ 一人ひとりの児童に対して、より多くの児童たちとふれあい一緒に遊び活動する機会を設けるように働きかける。
- ・ 児童が遊びやさまざまな活動の中で競い合ったり励まし合ったりしながらお互いに信頼を高め、成長し合えるように支援する。
- ・ あまり知らない児童ともグループとして活動できるように働きかける。
- ・ 個々の児童の成長過程への理解に基づいて見通しを持った働きかけを心がける。

グループの中や他のグループとの関係が、息苦しい関係になったり、排他的になったりしないように、集団援助技術（グループワーク）を念頭において働きかけることが必要です。

評価の着眼点

職員が個別・集団援助技術を学習し実際に活用している。

職員は、個々の児童の仲間集団とのかかわりについて具体的に把握しており、そのグループの成長とそこでの個々の児童の成長の過程を意識してかかわっている。

職員間で、児童の集団的援助の取り組みや、他児とのかかわりでトラブルが多い、遊びが続かないなどの課題を持った児童への対応について事例検討をし、記録している。

A-3- 障害の有無や国籍の違いを超えて、児童と一緒に遊びお互いに理解を深める取り組みが行われている。

【判断基準】

- a) 障害の有無や国籍の違いを超えて、児童と一緒に遊びお互いに理解を深める取り組みが行われている。
- b) 障害の有無や国籍の違いを超えて、児童と一緒に遊びお互いに理解を深める取り組みが行われているが、十分でない。
- c) 障害の有無や国籍の違いを超えて、児童と一緒に遊びお互いに理解を深める取り組みが行われていない。

判断基準の考え方とポイント

国籍の異なる児童が利用する放課後児童クラブでは、異なる文化や生活の背景を持つ児童がお互いに理解を深められるような交流を工夫することが必要です。

障害のある児童が利用する放課後児童クラブでは、その児童が楽しく安心して過ごせるように、施設全体（ハード・ソフト両面）の配慮が必要です。

職員は、児童が障害の有無や国籍の違いを超えて、思いやりを育み学びあいができるように働きかけることが必要です。

評価の着眼点

国籍の異なる児童が利用する放課後児童クラブでは、その児童と保護者に対して、円滑な利用ができるような案内や説明が行われている。

障害のある児童が他の児童と遊びや活動と一緒に参加できるように、配慮や工夫がされている。

職員は、児童が、障害の有無や国籍の違いを超えて思いやりを育み学びあいができるように働きかけている。

A-3- 行事が、日常活動とのバランスや児童の自主性・主体性を育てることを意識して企画されている。

【判断基準】

- a) 行事が、日常活動とのバランスや児童の自主性・主体性を育てることを意識して企画されている。
- b) 行事が日常活動とのバランスや児童の自主性・主体性を育てることを意識して企画されているが、十分でない。
- c) 行事が、日常活動とのバランスや児童の自主性・主体性を育てることを意識して企画されていない。

判断基準の考え方とポイント

行事は、放課後児童クラブを利用している児童にとって楽しみとなるよう、日常活動とのバランスを意識して企画されていることが必要です。

素材や道具を用いる制作活動や、継続的に技術の向上を図る必要のある活動は、定例的な企画や、行事に組織化することも必要です。

行事を行う際には、その企画・運営に可能な限り児童の参加を促し、自主性や主体性を育てていくことが必要です。

評価の着眼点

行事が日常活動とのバランス（実施回数や利用者数）を考慮して企画されている。
行事が、普段児童館を利用していない児童の利用につながるように工夫されている。
職員の企画による活動や行事等の取り組みがある。
行事を行う際に児童の自主性・主体性を育てることを心がけている。

A-4 利用者からの相談への対応

A-4- 利用者からの相談への対応が自然な形で行われている。

【評価基準】

- a) 利用者からの相談への対応が自然な形で行われている。
- b) 利用者からの相談への対応が行われているが、十分でない。
- c) 利用者からの相談への対応が行われていない。

判断基準の考え方とポイント

児童の悩みや生活上の疑問についての相談に応じ、適切に対応することは、職員の大
切な仕事の領域です。

児童の保護者に対しても、子育ての不安や悩みの相談相手になり、必要に応じて適切
な援助機関を相談することが必要です。

相談活動には、日常活動の中で行う場合と相談窓口を設けて取り組む場合とがありま
す。

評価の着眼点

利用者からの相談への対応や情報提供が日常的に行われている。
利用者からの相談への対応が適切に行われ、必要に応じて記録されている。
保護者に対して、子育てについての知識を学ぶ機会や相談窓口が設けられている。
相談内容によっては、保健センターや児童相談所等の関係機関を紹介している。

A-4- 虐待を受けた児童や不登校児への支援体制が整っている。

【評価基準】

- a) 虐待を受けた児童や不登校児への支援体制が整っている。
- b) 虐待を受けた児童や不登校児への支援体制が、十分に整っていない。
- c) 虐待を受けた児童や不登校児への支援体制が整っていない。

判断基準の考え方とポイント

今日の社会状況の中では、放課後児童クラブを利用する児童の中に、被虐待児が含まれていることも想定されます。

児童の中に被虐待児を発見した場合、放課後児童クラブ全体で適切な対応をする体制を整えておくことが必要です。

不登校児を迎え入れ、児童間の交流や職員との信頼関係を構築することを通じて、児童の社会性を養えるようにしていくことも大切な役割です。

評価の着眼点

職員は、虐待されている児童の発見や、発見後の対処についてのスキルを身につけている。

被虐待児が発見された場合の児童相談所への連絡をはじめとする関係機関との連携が確立されている。

発見された被虐待児への支援が適切に行われている。

不登校児の利用に対する支援の方針がある。

不登校児への支援が適切に行われている。

A-5 障害児への対応

A-5- 障害のある児童の利用に対する支援策が整っている。

【評価基準】

- a) 障害のある児童の利用に対する支援策が整っている。
- b) 障害のある児童の利用に対する支援策が、十分に整っていない。
- c) 障害のある児童の利用に対する支援策が整っていない。

判断基準の考え方とポイント

障害のある児童が利用している放課後児童クラブでは、保護者の協力を得て、その児童の状況を把握し、適切に支援することが必要です。

適切な支援が困難であると思われる場合であっても、ボランティアの活用や保護者の協力など、視野を広げて支援を可能にする努力をすることが必要です。

障害のある児童が、障害のない児童と共に遊び交流できるように支援することも必要です。

評価の着眼点

障害のある児童の利用とその支援策について、職員の意志統一が図られている。

障害のある児童に対して適切な支援が行われている。

障害への理解と支援のスキル等について、職員への研修や、ケースカンファレンス(事例検討会)が行われている。

発達障害児の利用に対応する支援策が整っている。

障害のない児童との交流遊びができるよう、職員が働きかけている。

A-6 地域の子育て環境づくり

A-6- 住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進している。

【評価基準】

- a) 住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進している。
- b) 住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進しているが、十分でない。
- c) 住民による子育て支援活動や健全育成活動を促進していない。

判断基準の考え方とポイント

放課後児童クラブの実践を通じた児童福祉の促進には、児童分野を中心とした地域組織・団体（自治会、PTA、子ども会、老人会、青年団、商店会、子育てグループ、民生・児童委員、主任児童委員、母親クラブ、ボランティアグループ等）と良好な関係を持つことが必要です。また、地域との相互関係をもつには、児童に限らず幅広い年齢層の地域住民が事業に参加しやすい雰囲気が必要です。

職員は、子育て支援活動や地域の健全育成活動が推進されるように地域の住民や関係団体に働きかけることが必要です。

子育て支援活動や健全育成活動をしている住民やグループとは、活動場所や資源の提供とともに、活動自体の連携が必要です。

評価の着眼点

子育て支援活動や健全育成活動を行う地域組織・団体・住民を把握し、連絡を取り合っている。

子育て支援活動や健全育成活動を行う地域組織・団体・住民との協力関係がある。

子育て支援活動や健全育成活動を行う地域の自主活動を支援している。

子育て支援活動や健全育成活動を行う住民や地域組織の利用がある。

児童館に運営委員会が組織されており、定期的開催されている。

運営委員会が実際に機能している。

A-6- 地域社会で児童が安全に過ごせるような取り組みをしている。

【評価基準】

- a) 地域社会で児童が安全に過ごせるような取り組みをしている。
- b) 地域社会で児童が安全に過ごせるような取り組みをしているが、十分ではない。
- c) 地域社会で児童が安全に過ごせるような取り組みをしていない。

評価基準の考え方とポイント

地域環境を児童にとって安全なものにしていくことが求められます。

経路の安全については、安全確保のための方針を作成し、利用児童の保護者や地域の人々、団体の協力を得て取り組む必要があります。

地域の公園の遊具点検、地域の見回りや児童の遊びの見守り、児童に関する犯罪の防止活動などの実施、それにかかわる住民活動や地域組織との協力にも取り組む必要があります。

評価の着眼点

経路の安全について、安全確保のための方針を作成している。

経路の安全について、児童の保護者や地域の人々、団体の協力を得て、取り組みを進めている。

地域の見回りや地域での児童の遊びの見守りを実施している。

地域住民と協力して、地域の公園遊具の安全点検、地域の見回り、児童に関する犯罪の防止活動などを実施している。

A-7 広報活動

A-7- 広報活動が適切に行われている。

【評価基準】

- a) 広報活動が適切に行われている。
- b) 広報活動が、十分でない。
- c) 広報活動が行われていない。

評価基準の考え方とポイント

広報活動は、健全育成活動・子育て支援活動への理解を広めるために大切な活動です。

広報活動は、対象とする地域に行き渡るように行うことが必要です。

広報活動自体は健全育成活動の一環でもあるという認識のもとに、自治体や健全育成団体と連携して適切に行われることが必要です。

評価の着眼点

広報活動が定期的に行われている。

施設独自の広報用チラシを作成し、活用している。

利用対象児童のいる地域全体に向けた広報活動が行われている。

放課後児童クラブの「お便り(定期的な活動案内)」が、地域の関係者や関係機関・団体に配布されている。

自治体や健全育成団体と連携した広報活動を行っている。

個人情報保護やプライバシー、肖像権等に配慮した広報活動を行っている。

地方新聞や自治体の広報誌等を積極的に活用している。

地域の子育て支援団体や健全育成団体と提携し、情報の相互掲載等を行っている。

広報活動の効果と課題について定期的に検討する機会を設けている。

A-7- 活動内容をわかりやすく知らせ、利用促進につながるように創意ある広報活動が行われている。

【評価基準】

- a) 活動内容をわかりやすく知らせ、利用促進につながるように創意ある広報活動が行われている。
- b) 活動内容をわかりやすく知らせ、利用促進につながるように創意ある広報活動が、十分に行われていない。
- c) 活動内容をわかりやすく知らせ、利用促進につながるように創意ある広報活動が行われていない。

判断基準の考え方とポイント

広報活動は、それ自体が健全育成活動の一環でもあります。

広報活動は、活動の実際と方針を、分かりやすく利用者に伝えると共に、児童や保護者が「参加してみよう」「行ってみよう」と思えるように、その内容や記述を工夫することが必要です。

広報活動の内容は、利用者の意見を聞き、絶えず点検・改善していくことが必要です。

評価の着眼点

広報の内容と視点（ねらい）が明確にされている。

児童や保護者に分かりやすく興味を持てるように工夫されている。

5 活動の実際が的確に表現されている。

広報の内容に児童と保護者や、関連する機関・団体の声が反映されている。